

訪問看護架け橋運営規程

(指定訪問看護)

(指定介護予防訪問看護)

(事業の目的)

第1条

もりおか架け橋の会(以下「事業者」と言う)が設置する訪問看護架け橋(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業(以下「訪問看護事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護サービス又は指定介護予防訪問看護サービス(以下「訪問看護サービス」という)を提供することを目的とする。

(指定訪問看護事業の運営の方針)

第2条

事業所が実施する指定訪問看護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、訪問看護サービスを利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うことにより、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(指定介護予防訪問看護事業の運営の方針)

第3条

指定介護予防訪問看護事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようにするため、訪問看護サービスを利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うことにより、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第4条

訪問看護サービスの提供は、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 訪問看護架け橋
- (2) 所在地 : 岩手県盛岡市向中野2丁目20-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 所長(管理者) 保健師1名(常勤看護職員と兼務)

所長(管理者)は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護サービスの提供に関し、従業者に遵守させるために必要な事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員2名以上

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護サービスに当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日を除く。

- (2) 営業時間 : 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

(訪問看護サービスの提供方法)

第8条

訪問看護サービスの提供方法は次の通りとする。

(1) 看護職員は、医師が交付した指示書に基づき、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な訪問看護サービスの内容等を記載した訪問看護計画を作成し、訪問看護サービスを提供する。

(2) 看護職員は、訪問看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。

(3) 看護職員は、訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付することとする。

(4) 看護職員は、それぞれの利用者について、訪問看護計画に従ったサービスの提供状況及び目標の達成状況の記録を行なう。

(訪問看護サービスの内容)

第9条

訪問看護サービスの内容は、次の通りとする。

(1) 主治医の指示及び心身の状況を踏まえた訪問看護計画書に基づく訪問看護サービス

- ①病状・障がいの観察
- ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

(訪問看護サービスの利用料金等)

第10条

訪問看護サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 利用に応じて次の料金を徴収する。

処置等に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる実費

交通費に関しては、実施地域内は無料とする。それ以外は別紙記載の通り徴収する。その他、自費サービスに関しても別紙記載の通り徴収する。

3 前2項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更するものとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに利用者に説明するものとする。

4 訪問看護サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明をした上で、同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条

通常の事業の実施地域は、盛岡市(玉山地域除く)、矢巾町とする。

(衛生管理等)

第12条

事業者は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 感染症の予防及び蔓延防止の為に、事業所は安全で衛生的な環境を整備するとともに、看護師が感染源となることを予防し、また看護師を感染の危険から守る為の備品を備えるなどの必要な対策を講じる。

(緊急時等における対応方法)

第13条

従業者は、訪問看護サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、主治医に連絡を行わなければならない。また、速やかに当該利用者の家族及び担当の介護支援専門員に連絡して必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第14条

事業者は、提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、提供した訪問看護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業者は、提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の守秘義務)

第15条

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

2 事業者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする

(虐待防止に関する事項)

第16条

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等利用者現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第17条

1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 主治医の訪問看護指示書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際して対処した処置についての記録

(事業継続に向けた取り組み)

第18条

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、研修（シミュレーション）を実施する。

(身体拘束等の禁止)

第19条

サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者に行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）行わない。

2. やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際に心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(ハラスメント対策)

第20条

事業所は、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

(1) 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

(2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

(4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(その他運営についての重要事項)

第21条

事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業者は従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護サービスの提供をさせないものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人もりおか架け橋の会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

提供するサービスについての相談・苦情

訪問看護架け橋

電話：019-681-3780

盛岡介護保険課事業指定係 電話：019-626-7562

岩手県国保連合会保険介護課 電話：019-604-6700

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 18 日から施行する。